

橘公園ほか 3 公園

指定管理者募集要項

令和 8 年 6 月

尼崎市都市整備局公園維持課

目次

はじめに

I	指定管理者の指定	1
II	尼崎市みどりのまちづくり計画（上位計画）	1
III	対象施設の概要	2
IV	管理運営に当たっての条件	3
1	管理運営の基本的な考え方	3
2	市と指定管理者とのパートナーシップ	4
3	指定管理者が行う業務	4
4	業務遂行の留意事項	4
5	業務内容及びその履行方法	4
6	管理運営方針	5
7	管理運営における留意事項	5
8	管理運営経費等	8
9	指定期間	8
10	職員の配置	9
11	管理運営の基準	10
V	提案を求める内容	11
1	管理運営計画	11
2	収支計画書	13
VI	応募資格及び応募条件	13
1	応募資格	13
2	応募の条件	14
3	留意事項	14
VII	申請の手続き	15
1	提出書類	15
2	申請書の提出	15
3	現地見学会	16
4	質問事項の受付	16
VIII	選定方法及び選定基準	17
1	選定方法	17
2	面接審査（プレゼンテーション審査）	17
3	選定審査対象除外（失格）	17
4	選定結果の通知	17
5	尼崎市議会の議決	17
6	選定基準	17

IX	協定の締結	20
X	業務の調査及び評価、指示	21
XI	労働関係法令遵守状況報告書の提出	21
XII	損害賠償責任について	22
XIII	参考資料	22
XIV	今後のスケジュール	22
XV	お問い合わせ先	23

(様式)

様式 1	(橘公園ほか3公園指定管理者指定申請書)
様式 2	(現地見学会申込書)
様式 3	(橘公園ほか3公園の指定管理者指定申請に関する質問票)
様式 4	(指定管理者申請辞退届)
様式 5	(管理運営計画書)
様式 6 - 1	(収支計画書)
様式 6 - 2	(施設別収支計画書)
様式 6 - 3	(収支計画積算明細)
様式 7	(共同事業体構成届出書)

橘公園ほか3公園指定管理者募集要項

はじめに

橘公園、西向島公園、猪名川公園及び魚つり公園は、市民に安心・安全で快適な緑の場、スポーツの場及び憩いの場を提供することを目的として設置された施設です。

本市では、橘公園、西向島公園、猪名川公園及び魚つり公園（軟式野球場・多目的運動広場）（以下「橘公園ほか3公園」という。）の管理について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すために、指定管理者制度を導入しておりますが、指定期間の満了に伴い、指定管理者を再募集します。

この要項は、地方自治法第244条の2、尼崎市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第22条及び尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例（以下「魚つり公園条例」という。）第13条の規定に基づき、指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものです。

I 指定管理者の指定

橘公園ほか3公園の指定管理者は、都市公園条例第24条及び魚つり公園条例第15条の規定に基づき、橘公園ほか3公園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を応募者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

II 尼崎市みどりのまちづくり計画（上位計画）

本市では、令和6年3月に、本市が目指すみどりの将来像や、みどりの保全・創出に関する取組の方向性を定めた「みどりのまちづくり計画」を策定しました。

本計画は令和15年度までの10年間を計画期間とし、公園、街路樹、河川や海面などの水面等、自然環境を構成する緑の空間に加えて、これらを活用して行われる人々の“暮らし”や“なりわい”等の活動を総称したものを『みどり』と位置づけ、『みんなで、識り、創り、守り、つなごう あまがさきのみどり』という基本理念のもと、公園利活用の促進や適切な公園マネジメントといった魅力的な公園づくり（～公園からまちづくり～）を進めています。

そうしたことから、この度の指定管理者の募集にあたっては、サービス向上や業務の効率化といったこれまで期待していた観点に加え、各施設で『みどり』が持つ様々な効果と機能を最大限に発揮するような取組を担っていただくことで、本市のまちの魅力向上につながることを期待しています。

HPアドレス：

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/si_keikaku/1037195/index.html

Ⅲ 施設の概要

橘公園ほか3公園の概要は次のとおりです。なお、概況特性では各公園の特徴のほか、「みどりのまちづくり計画」を踏まえた各公園の目指す姿を記載しています。

1 橘公園

- (1) 公園種別 近隣公園
- (2) 所在地 尼崎市東七松町1丁目1-1
- (3) 敷地面積 23,338 m²
- (4) 主な施設 軟式野球場、花時計、噴水、自由広場
- (5) 地域防災計画の位置付け：大火災避難場所及び地域防災拠点
- (6) 概況特性 橘公園は、市役所本庁舎の東側に位置し、有料の軟式野球場、花時計、噴水、自由広場等を整備しています。市民や市役所来庁者の憩いの場となっており、市民まつりの会場として利用されるなど多くのイベントにも利用されています。

市役所に隣接し、花時計や噴水を備えた公園としてふさわしい植栽管理と、地域住民とのかかわりによる誰にでも心地のよいにぎわい空間の創出することで、本市のシンボルとなる公園を目指します。

2 西向島公園

- (1) 公園種別 近隣公園
- (2) 所在地 尼崎市西向島町91
- (3) 敷地面積 5,431 m²
- (4) 主な施設 軟式野球場
- (5) 地域防災計画の位置付け：その他の避難場所
- (6) 概況特性 西向島公園は、国道43号と蓬川が交差する南東部に位置しており、有料の軟式野球場を整備していることから、野球利用が盛んに行われています。

引き続き、レクリエーションの場として活用されるとともに、企業集積エリアにおける貴重なみどりの機能維持と利用環境の向上、近隣企業との連携による公園への関わり作りも期待します。

3 猪名川公園

- (1) 公園種別 総合公園
- (2) 所在地 尼崎市椎堂1丁目502番1及び豊中市利倉西1丁目94番1
- (3) 敷地面積 54,840 m²
- (4) 主な施設 軟式野球場、テニスコート、遊戯広場、自由広場、駐車場
- (5) 地域防災計画の位置付け：大火災避難場所
- (6) 概況特性 猪名川公園は、本市と豊中市にまたがっており、本市の北東部に位置しております。有料の軟式野球場とテニスコート、自由広場、遊具広場等を整備していることから、レクリエーションの場として活用さ

れており、また、自然と文化の森構想の中心となる猪名川自然林の一部を整備した公園であることから、豊かな自然環境を活かしたイベント等にも多く利用されております。

自然林の保護育成と心地のよい公園利用とのバランスに配慮した維持管理を行うとともに、自然環境を生かした住民連携や環境教育への取組を期待し、今後も暮らしに潤いを与える緑豊かな総合公園を目指します。

4 魚つり公園（軟式野球場、多目的運動広場）

(1) 所在地 尼崎市平左衛門 66

(2) 対象面積 44,000 m²

(3) 主な施設 軟式野球場、多目的運動広場

(4) 地域防災計画の位置付け：その他の避難場所

(5) 概況特性 魚つり公園は本市臨海部の尼崎 21 世紀の森構想の先導整備地区に位置し、魚釣施設（指定管理対象外施設）、軟式野球場、多目的広場等を整備しています。当該地区は、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマに、尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生することを目標としたまちづくりを展開しています。

今後も海辺の解放感を生かした公園の魅力向上と利用促進の取り組みを期待しており、市民の暮らしにゆとりと潤いをもたらす余暇の活用及び健康の増進に寄与する公園を目指します。

(6) その他：魚つり公園（軟式野球場、多目的運動広場）については、他施設との連携による相乗効果を期待し検討しているため、令和 12 年 4 月 1 日以降は、管理施設から除外する可能性があります。よって、管理施設から除外する場合は、年度協定書等において指定管理業務から削除し、それに係る管理運営経費（指定管理料）を削減します。

IV 管理運営に当たっての条件

1 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、橘公園ほか 3 公園を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に基づき、指定管理者の創意工夫をもって、来園者に質の高いサービスを提供するとともに、適正かつ効果的に橘公園ほか 3 公園の管理運営を行わなければなりません。

- (1) 橘公園ほか 3 公園の設置の目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を図ること。
- (3) 管理運営経費の縮減など効率的な管理運営に努めること。
- (4) 個人情報の適正な管理を行うこと。
- (5) 情報公開への適正な対応を行うこと。

(6) 本要項、協定、市の指示等を遵守すること。

2 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取り組を進めるものとする。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲は、都市公園条例第 26 条並びに魚つり公園条例第 17 条第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる業務とします。

(1) 都市公園条例第 26 条に基づく業務範囲

- ① 橘公園、西向島公園、猪名川公園（以下「橘公園ほか 2 公園」という。）においてする行為（都市公園条例第 3 条第 1 項各号並びに第 5 条第 5 号及び第 7 号に掲げる行為に限る。）及び橘公園ほか 2 公園の利用（有料公園施設の利用（付属設備利用を含む。）に限る。（次の②において同じ。））の許可、その取消しその他橘公園ほか 2 公園の利用に関すること。
- ② 橘公園ほか 2 公園においてする行為（都市公園条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為に限る。）及び橘公園ほか 2 公園の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- ③ 橘公園ほか 2 公園の施設及び付属施設の維持管理に関すること。
- ④ その他市長が必要と認める業務

(2) 魚つり公園条例第 17 条第 3 号～第 6 号に基づく業務範囲

- ① 魚つり公園の軟式野球場及び多目的運動広場（以下「魚つり公園軟式野球場等」という。）においてする行為（魚つり公園条例第 6 条第 1 項各号に掲げる行為に限る。以下この項目において同じ。）及び魚つり公園軟式野球場等の利用（付属設備のうち、条例施行規則で定めるものの利用を含む。）の許可、その取消し、その他魚つり公園軟式野球場等の利用に関すること。
- ② 魚つり公園軟式野球場等においてする行為及び魚つり公園軟式野球場等の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- ③ 魚つり公園軟式野球場等及び付属設備の維持管理に関すること。
- ④ その他市長が必要と認める業務

4 業務遂行の留意事項

- (1) 利用者が公平かつ平等に利用できるよう十分に配慮するとともに、創意工夫をもって管理運営を行ってください。
- (2) 橘公園ほか 3 公園の特徴を十分に理解し、橘公園ほか 3 公園を良好な状態に保つよう、維持管理を行ってください

5 業務内容及びその履行方法等

- (1) 業務内容及びその履行方法

具体的な業務内容及びその履行方法は、別紙「Ⅰ一般園地の管理運営に関する事項」「Ⅱ有料公園施設（猪名川公園無料駐車場を含む。）の管理運営に関する事項」のとおりです。

(2) リスク分担

市と指定管理者の間で定めるリスク分担については、別表のとおりです。

6 管理運営方針

橘公園ほか3公園の特徴を踏まえ、次に掲げる管理運営方針に基づき、指定管理者の創意工夫をもって、来園者に質の高いサービスを提供するとともに、公園全体を効果的・効率的に管理運営するように努めてください。

(1) 利用促進

- ① 来園者や近隣住民の意見を把握し、市民に親しまれる公園のあり方を検証しながら、多くの市民が公平かつ平等に公園を利用できるよう、利用促進に努めること。
- ② 橘公園ほか3公園の特徴を踏まえ、市民のスポーツ・レクリエーション利用の場として利用促進に努めること。
- ③ ホームページや SNS を活用した積極的な公園の情報発信や、公園内行為申請のオンライン化などの取組により、利用促進に努めること。

(2) 安全管理

各公園等の全ての施設及び設備は清潔に保ち、来園者が安全かつ安心して利用できるよう適正管理と保守点検に努め、万が一、危険箇所等を発見した場合は、迅速かつ適切に処理すること。

(3) 維持管理

施設管理及び植物管理については、別紙「Ⅰ一般園地の管理運営に関する事項」及び「Ⅱ有料公園施設（猪名川公園無料駐車場を含む。）の管理運営に関する事項」に基づき、より質の高い維持水準を保てるように努め、来園者が快適かつ安全に過ごせるよう必要な管理を行うこと。なお、サービス水準を維持した上で、業務を効率化し適正管理をする取組も可能です。

7 管理運営における留意事項

(1) 要項等の遵守

本要項、協定等は遵守して下さい。

(2) 市施策等への協力

市の施策、事業には協力して下さい。

(3) モニタリング

指定期間中の管理状況（経理状況を含む）の自己点検、利用者の満足度が把握（アンケートなど）等を行い、その結果を本市に報告して下さい。

(4) 施設の改造

市の許可なく施設を改造することはできません。

- (5) 広告・宣伝
市の許可なく施設を利用して、自社の他事業及び他業者の広告、宣伝をすることはできません。
- (6) 管理事務所
管理運営業務の拠点となる管理事務所については、橘公園、西向島公園、猪名川公園及び魚つり公園軟式野球場の管理事務所を活用し、利用者の多様なニーズに対応するとともに、質の高いサービスの提供を図ることとし、各種情報の発信の場として運営してください。
- (7) 駐車場
公園敷地内は車両の保管場所（駐車場）として利用することはできません。車両の保管場所が必要な場合は、指定管理者にて別途用意してください。ただし、連絡用車両等で、一時的に駐車利用することはできます。
- (8) ごみの分別収集及び処分
- ① 公園内の清掃やごみ回収等により収集したごみの処分に際しては、一般ごみとリサイクル可能な資源ごみである缶、ガラスびん、ペットボトル等にそれぞれ選別し、資源ごみのリサイクル化に努めてください。
 - ② 資源ごみのリサイクル処理に伴う残渣及びその他のごみの処分は、関係法令に基づき、適正に処理してください。
- (9) 自動販売機の設置等
自動販売機の設置等は、市の許可を受け、所定の使用料を納付して下さい。なお、現在の許可対象物件の許可期限が令和9年3月31日まで継続しているため、指定管理者への許可は令和9年4月からになります。
- (10) 保険加入
管理上の瑕疵等による事故に対応するため、指定管理者は施設賠償責任保険やスポーツ傷害保険などのリスクに応じた保険に加入してください。
- (11) 事業計画
事業の実施にあたっては、計画を事前に市に提出し、承認を得てください。なお、年度毎に実績値との比較分析を行えるように、年度毎に提出が必要になる事業計画書へは指定管理業務について、計画目標値を明記してください。
一般園地において自主事業（V P11）を実施する場合は、都市公園条例第3条に基づく行為許可申請（工作物設置を伴う場合は都市公園法第6条に基づく占用許可申請）を行い、当該使用に係る都市公園条例別表第2に規定する使用料を市に納付してください。
- (12) 公租公課の取扱い
本施設の管理運営に伴い、指定管理者は、法人等にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税な

どの納税義務者になることがあります。詳しくは、本市総務局税務管理部各課へご相談ください。

(13) 危機管理体制

- ① 事故や災害が発生した場合は、平日、休日、夜間にかかわらず、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、対応できる体制を確立してください。
- ② 事故等が発生した場合は、被害者の救護・保護等の応急措置を講じてください。また、その状況を本市に報告するとともに、必要に応じ関係機関に連絡を取り対処してください。
- ③ 重大な事故については、直ちに書面で本市に報告し、その指示に従ってください。

(14) 管理業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、管理業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではありません。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

なお、本業務の一部について委託を受けた第三者は、いかなる場合においても当該本業務の一部をさらに第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(15) 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、本業務を遂行することとします。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- ③ 尼崎市都市公園条例及び同条例施行規則、尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
- ④ 尼崎市情報公開条例
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ⑥ 尼崎市暴力団排除条例、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- ⑦ 尼崎市公共調達基本条例及び同条例施行規則
- ⑧ 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例
- ⑨ その他の関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）

(16) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。指定期間

終了後も同様とします。

(17) 個人情報保護等の扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、尼崎市個人情報保護条例及び尼崎市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切に管理するとともに、業務上知り得た情報を漏らしてはなりません。指定期間終了後においても同様とします。

(18) 情報公開への対応等

指定管理者は、尼崎市情報公開条例の趣旨を踏まえ、橘公園ほか3公園の管理運営に関する情報の公開に努めなければなりません。

なお、橘公園ほか3公園の管理運営業務に関わって作成し、市に提出された文書については、市が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。

また、管理運営業務に関わって作成された文書で、市が保有していない場合においては、市は指定管理者に対して当該文書を提出するよう求めることができ、指定管理者はこれに応じなければなりません。

指定管理者は、橘公園ほか3公園の管理運営業務に関わって作成した文書等を適正に管理することとし、指定期間終了時に、市の指示に従って保管文書等を市に引き渡すこととします。

(19) 人権尊重の取組

指定管理者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、人権尊重に取り組むよう努めてください。

(20) 研修の実施

指定管理者は、橘公園ほか3公園の管理運営業務に関わる全ての従事者が、各々の業務を適切に遂行するために必要な研修を随時実施することとします。

(21) 魚つり公園の取扱い

魚つり公園（軟式野球場、多目的運動広場）については、令和12年4月1日以降は、管理施設から除外する可能性があります。よって、管理施設から除外する場合は、年度協定書等において指定管理業務から削除し、それに係る管理運営経費（指定管理料）を削減します。

8 管理運営経費等

指定管理者が行う業務に係る費用（指定管理料）は、133,500千円／年度を上限額として提案して下さい。また、魚つり公園を管理施設から除外した場合の上限額は109,400千円／年度を上限額としてください。なお、各年度の管理

運営経費は、予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度毎に締結する年度協定で定めます。

※上記の上限額については、近年の物価上昇を考慮しており 単年度の金額は、5年間の平均額です。

9 指定期間（予定）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

なお、指定期間中に欠格事項に該当するとき、又は市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取消しに伴う損害について市は指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

10 職員の配置

職員の配置は、次の基準に基づき配置してください。

(1) 職員の基本姿勢

橋公園ほか3公園（公園施設を含む）は、市民の福祉を増進させる目的をもって利用に供するための公の施設であり、その利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをしなければなりません。

また、常に公の施設の管理者としての自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行い、本市の管理代行者として適正な管理運営に努め、市民の信頼に応じるとともに各施設の設置目的を理解し、それに相応しい態度で業務を行ってください。

(2) 総括責任者

本要項に基づく業務全般を総括する総括責任者として、公共の福祉と健康づくりに関して見識を有するとともに、橋公園ほか3公園における経営能力を備えた者を、配置してください。総括責任者は、指定管理者の正職員とし、魚つり公園の施設責任者を兼ねることになります。また、西向島公園の施設責任者との兼務も可能です。

(3) 施設責任者

各公園の管理運営にあたる施設責任者として、公共の福祉と健康づくりに関して見識を有するとともに、各公園における経営能力を備えた者を、橋公園、西向島公園及び猪名川公園にそれぞれに配置してください。なお、西向島公園の施設責任者は総括責任者が兼務することができます。

施設責任者は、管理運営業務に関して相当の知識及び経験を有する指定管理者の正職員とします。

(4) 電気主任技術者等

① 電気事業法に基づく、電気主任技術者を選任してください。

② 電気主任技術者とは別に必要な人数を橋公園に設備の運転監視・保安業務及び保守点検等に対応するため電気機械設備の知識・技術力を有する者を配

置してください。

(5) 一般園地

園地を良好に管理運営するために必要な人員を配置してください。

(6) その他事項

- ① 総括責任者及び施設責任者は、管理運営業務の専任とします。
- ② 公園施設（一般園地を除く）の開場時間内は、総括責任者、施設責任者又はそれ以外で責任を持って対応できる者を常時配置してください。
- ③ 公園施設（一般園地を除く）には、甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。

1.1 管理運営の基準

(1) 有料公園施設（付属施設を含む）の利用時間及び休業日（現行）

① 軟式野球場 ※休業日 年末年始（12/29～1/3）各野球場共通

【橘公園】

- ・ 1月4日から12月28日まで 午前8時から午後9時まで

【西向島公園】

- ・ 1月4日から2月末日まで
及び12月1日から同月28日まで 午前8時から午後5時まで
 - ・ 3月1日から同月31日まで 午前8時から午後6時まで
 - ・ 4月1日から同月30日まで
及び9月1日から同月30日まで 午前6時から午後6時まで
 - ・ 5月1日から8月31日まで 午前6時から午後7時まで
 - ・ 10月1日から11月30日まで 午前6時から午後5時まで
- ただし、いずれの日も土・日・祝日は午前8時から

【猪名川公園】

- ・ 1月4日から2月末日まで
及び10月1日から12月28日まで 午前8時から午後5時まで
- ・ 3月1日から4月30日まで
及び9月1日から同月30日まで 午前8時から午後6時まで
- ・ 5月1日から8月31日まで 午前8時から午後7時まで

【魚つり公園】

- ・ 3月16日から5月15日まで 午前8時から午後6時まで
- ・ 5月16日から8月15日まで 午前8時から午後7時まで
- ・ 8月16日から9月30日まで 午前8時から午後6時まで
- ・ 10月1日から11月15日まで 午前8時から午後5時まで
- ・ 11月16日から12月28日まで 午前8時から午後4時まで
- ・ 1月4日から3月15日まで 午前8時から午後5時まで

② テニスコート ※休業日 年末年始（12/29～1/3）

【猪名川公園】

- ・ 1月4日から2月末日まで
及び10月1日から12月28日まで 午前8時から午後5時まで
- ・ 3月1日から4月30日まで
及び9月1日から同月30日まで 午前8時から午後6時まで
- ・ 5月1日から8月31日まで 午前8時から午後7時まで

③ 多目的運動広場 ※休業日 年末年始（12/29～1/3）

【魚つり公園】

- ・ 3月16日から5月15日まで 午前8時から午後6時まで
- ・ 5月16日から8月15日まで 午前8時から午後7時まで
- ・ 8月16日から9月30日まで 午前8時から午後6時まで
- ・ 10月1日から11月15日まで 午前8時から午後5時まで
- ・ 11月16日から12月28日まで 午前8時から午後4時まで
- ・ 1月4日から3月15日 午前8時から午後5時まで

(2) 無料公園施設の利用時間及び休業日（現行）

① 駐車場 ※休業日 年末年始（12/29～1/3）

【猪名川公園】

- ・ 午前7時から日没（有料公園施設利用終了後）まで

V 提案を求める内容

橘公園ほか3公園の概況特性（Ⅲ P2）を踏まえた上で、「みどりのまちづくり計画」に基づき市民や事業者等がみどりを身近に感じるよう、心地のよい環境づくりやみどりとかかわりづくり、バランスのとれたみどりの保全を意識した効果的かつ効率的に運営するための提案書（管理運営計画書）を提出してください。なお、提案内容の実施については、指定管理者に選定された後、あらためて協議することとします。

1 管理運営計画

(1) 管理運営計画書（様式5）

- ① 管理運営方針（公園ごと）
- ② 運営に関する提案（公園ごと）

ア 指定事業の提案

「指定事業」とは、指定管理者が行う業務（Ⅳ-3 P4）です。

公園の設置目的や現行のサービス水準を踏まえた適切な運営を行うとともに、施設の利用促進や有効活用を図り、公園の魅力や市民サービスが向上するための提案を行ってください。また、有料公園施設においては利用の少ない平日や冬季閑散期の利用を促進する提案をしてください（例えば通常利用に影響がない範囲で、利用の少ない時間を地域住民に無料開放す

ることで公園を身近に感じてもらう取組は指定事業としても可能です。)

なお、指定事業の提案は応募時だけでなく、指定管理期間中も新たな事業を提案することができます。

(実施については協議のうえ判断します。)

イ 自主事業の提案

「自主事業」とは、指定管理者が行う業務(Ⅳ-3 P4)以外の業務です。利用者ニーズを踏まえ、有料公園施設や一般園地を含めて公園が活性化し、施設の利用率や利用収入の向上につながる指定管理者が自主的に実施する業務です。

自主事業にかかる経費は指定管理者の負担であり、公園施設を使用する場合は、使用料が別途発生します。収入は指定管理者の収入となります。

また、自主事業の提案は応募時だけでなく、指定管理期間中も新たな事業を提案することができます。

(実施については協議のうえ判断します。)

【自主事業提案事例】

- ・ファミリー世帯や若い世代にみどりに興味をもってもらうような取組の提案
- ・尼崎21世紀の森構想に寄与する取組の提案
- ・自然林を身近に感じ保全につながる提案
- ・有料公園施設での平日や冬季閑散期の利用につながる提案や目的外利用の提案
- ・自動販売機の収益を公園管理や魅力づくりに還元する取組の提案

③ 維持に関する提案(公園ごと)

ア 維持方針及び取組

イ 安全・事故・防災の対策

ウ サービス水準を維持した上で業務の効率化を図る取組

エ 修繕計画の提案

各施設の老朽化した設備等について、その修繕の多くを事後保全により実施していますが、業務期間内で施設の状況を把握し効率的な修繕が行えるよう修繕計画の提案を求めます。

オ 猪名川自然林に関する提案

猪名川公園については、みどりのまちづくり計画において、みどりを保全する猪名川自然林の一部となっており、環境教育の場などの役割が期待されています。その一方で、樹木の成長により維持管理が難しくなってきたことや、枝葉が伸びることにより公園内に死角が多く発生すること等、公園として安全に管理していく上での課題があります。地域や団体、

行政と連携しながら、自然林としての役割と将来的にも安全利用できる公園としての役割の両方を満たすことができる維持管理に関する提案を求めます。

オ その他、良好な維持に関すること

④ 団体の取組み等に関すること

ア 利用者ニーズの把握・反映方法

イ 職員配置計画

ウ 人材育成・研修体制

エ 環境への取組み

オ 個人情報保護や情報公開の取扱い等の団体としての取組み

2 収支計画書（様式 6-1、6-2、6-3）

- ・ 指定管理者の行う業務について、指定期間における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分のうえ、提示ください。

この収支計画書には自主事業に関する収支は一切含まないでください。

- ・ その他の提案（様式 5 に記入してください）

VI 応募資格及び応募条件等

1 応募資格

指定期間中、橘公園ほか 3 公園の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体とします。団体の法人格は必ずしも必要ありません。ただし、個人で応募することはできません。また、次の事項に該当する者は、応募することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- (3) 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者
- (4) 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等
- (5) 破産手続開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これらに類する手続き等がなされている者
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、主たる事業所の所在する自治体の市町村税、水道料金又は下水道使用料等を滞納している者（法人等又はその代表者に適用）
- (7) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する法人等
- (9) 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録していない者
- (10) 選定委員会において指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまで

の間に指定処分の取消を受けた者は、その事案が発生した年度及び直近年度に実施される当該施設及び類似施設の公募には応募できないものとする。

※類似施設一覧

レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、中央公園、庄下川東広場、記念公園、有料公園（橘・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
基盤施設	弥生ヶ丘斎場、尼崎市墓園、市営住宅、阪神尼崎駅前駐車場、城内地区駐車場、自転車駐車場
文教施設	生涯学習プラザ、園田東会館、女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、青少年いこいの家、美方高原自然の家、北図書館
社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、あこや学園、たじかの園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、ユース交流センター、尼崎学園

2 応募の条件

複数の法人等によって構成される団体（以下「共同事業体等」という。）により応募する場合は、以下の条件があります。

- (1) 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
- (2) 代表の法人等を定めること。
- (3) 単独で応募した法人等は、他の共同事業体等の構成団体になることはできない。
- (4) 同時に複数の共同事業体等の構成団体になることはできない。
- (5) 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

3 留意事項

尼崎市公共調達基本条例に基づき、以下に掲げる項目について努力義務とします。

- (1) 下請等契約及び公共調達に係る業務の履行のために要する原材料の購入等の契約を市内事業者との間で締結する。
- (2) 公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、労働に係る安全を含めた適正な労働環境を確保する。
- (3) 従前から当該施設の業務に従事していた労働者で、引き続き、当該施設の業務に従事することを希望するものを雇用する。

※詳細は、別紙「労働関係法令遵守報告書の提出についてのお知らせ文」を参照。

Ⅶ 申請の手続き

1 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出して下さい。なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。提出された書類の内容を変更することはできません。応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。また、提出された書類は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式 1）
（暴力団又は暴力団密接関係者に該当しない旨等の誓約事項有）
- (2) 管理運営計画書（様式 5）及び収支計画書（様式 6）（※V P11 提案を求める内容を参照のこと）
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）、印鑑証明書
- (4) 役員（法人以外の団体にあつては、これらに相当する者）の名簿及び履歴書
- (5) 指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (6) 法人等（申請年度に設立された法人等を除く）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (7) 申請年度及びその前事業年度における財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (8) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等）
- (9) 現在管理・運営している施設の実績
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税、主たる事業所の所在する自治体の市町村税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）並びに水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類（申請の日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
- (11) 共同事業体等での応募の場合、共同事業体構成届出書（様式 7）、構成団体ごとに(3)～(10)の書類、共同事業体等の代表及び構成員を記載した資料、共同事業体間における協定書を提出すること。
- (12) その他審査に必要な書類

2 申請書の提出

指定管理者指定申請書のほか必要書類を添えて、次の指定場所に受付期間内に直接持参して下さい。（郵送等による受付は行いません。）

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 8 月 25 日（火）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午前9時から正午まで。(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

- (2) 受付場所
尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市都市整備局公園維持課(市役所本庁北館6階)
- (3) 申請書類の提出部数
正本及び電子データ(CD-R等)1部 副本10部(副は複写可)
必要書類に不備がある場合は申請を受け付けません。
- (4) 追加書類の提出
本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 申請の辞退
申請書類提出後に申請を辞退する場合は辞退届(様式4)を提出してください。

3 現地見学会の開催

橘公園ほか3公園の施設について、現地で見学することができます。現地見学を希望される法人等は、次の受付期間内に、所定の用紙(様式2)であらかじめ公園維持課までFAX又は電子メールにて申し込みの上、電話にて到達確認を行ってください。

(参加人数は、1法人等につき2人まで)

- (1) 受付期間
令和8年6月26日(金)から令和8年7月10日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時00分まで。(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (2) 見学日時
令和8年7月16日(木)から7月18日(土)までのいずれか1日
午前(午前9時から正午)または午後(午後1時から午後4時)のいずれか
(開催確定日や見学方法などは電話連絡時に説明します。)
- (3) 見学場所
橘公園、西向島公園、猪名川公園、魚つり公園(軟式野球場・多目的運動広場)
- (4) 申込先
尼崎市都市整備局公園維持課
TEL:06-6489-6531 FAX:06-6488-8883
E-mail ama-kouen@city.amagasaki.hyogo.jp

4 質問事項の受付

- (1) 質問事項の受付

募集要項等に関する質問がある場合は、令和8年6月26日（金）から令和8年7月24日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に質問票（様式3）を電子メールによる送信の上、電話にて到達確認を行ってください。電話など口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問事項の回答

募集要項等に関する質問の回答は、応募者名を伏せて、令和8年8月14日（金）までに順次、市のホームページに掲載します。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載します。

Ⅷ 選定方法及び選定基準

1 選定方法

橘公園ほか3公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査、面接審査（プレゼンテーション審査）により選定します。

2 面接審査（プレゼンテーション審査）

提案内容についての説明をプレゼンテーション形式で行っていただきます。PC機器等（パワーポイント）の使用を認めますが、プレゼンテーションの内容はあくまでも応募申請書類の補足説明とします。なお、実施時期は9月下旬から10月中を予定していますが、日時、場所、出席人数等については、後日、連絡します。なお、応募者が多数の場合、応募書類の審査を通過した応募業者のみ面接審査（プレゼンテーション審査）を実施する場合があります。

3 選定審査対象除外（失格）

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出できなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

4 選定結果の通知

選定の結果は、応募された法人等に文書で通知します。選定後、指定管理者の候補者と協議し、万一、合意に至らなかった場合や候補を辞退した場合は、次点の候補者が指定管理者の候補者に繰り上がる場合があります。

5 尼崎市議会の議決

地方自治法の規定に基づき指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を尼崎市議会に提案し、議決を経て指定管理者となります。議決が得られなければ指定管理者には指定されません。その場合、本市は一切の損害賠償責任を負いません。

6 選定基準（120点満点、適否の項目及び加点項目あり）

選定委員会は、都市公園条例第24条及び魚つり公園条例第15条に規定する選定

基準に基づき、次の評価項目及び評点により公平かつ適正に審査し、選定します。
また、尼崎市公共調達基本条例第6条から第10条に基づき、市内等団体及び現従業員
の継続した雇用に加点します。

(項目ごとの評点又は適否については【 】内に記載)

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであるか。 【適・否】
- (2) 橋公園ほか3公園の効用を最大限に発揮させられるものであるか。
 - ① 管理運営方針 【10点】
 - ・各公園の特徴を踏まえた提案内容となっているか。
 - ・団体の特徴やノウハウを活かした提案内容となっているか。
 - ・4公園のスケールメリットを活かした提案内容となっているか。
 - ② 指定事業 【15点】
 - ・現行サービス水準を維持した提案内容となっているか。
 - ・みどりのまちづくり計画や公園の設置目的に合致した提案内容となっているか。
 - ・公園の利用促進や有効活用など積極的な提案内容となっているか。
(有料公園施設や一般園地を含む公園において利用促進や有効活用など効果的・効果的な提案をしてください。)
 - ・市民サービスや公園の魅力の向上が図られる提案内容となっているか。
 - ③ 自主事業 【20点】
 - ・みどりのまちづくり計画や(V P12 自主事業提案例)も参考にした提案内容となっているか。
 - ・有料公園施設や一般園地を含めて公園の活性化につながる提案内容となっているか。
 - ・利用率や利用収入の向上が図られ、実施できる提案内容となっているか。
(そのような事業提案であれば、指定管理者にとって利益が得られるような事業であっても構いません。)
 - ④ 維持管理 【15点】
 - ・適切で良好に維持管理を行う提案内容となっているか。
 - ・サービス水準を維持した上で、業務の効率化を図るような提案内容となっているか。
 - ・修繕計画の提案がされているか。
 - ・猪名川公園の自然林保全と安全管理の両立が図られる提案内容となっているか。
 - ⑤ 安全・事故・防災対策 【10点】
 - ・利用者の安全を確保する対策がとられているか。
(例：AED設置やスタッフにAED講習会受講者を配置している等)
 - ・事故に対する対応能力を有しているか。
 - ・災害等緊急時に対する体制が確立されているか。
- (3) 橋公園ほか3公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。

- ① 管理運営経費 【10点】
- ・適切な収支計画となっているか。
 - ・提案内容に見合った金額となっているか。
 - ・経費削減のための有効かつ現実的な策の提案となっているか。
- (4) 公園の管理を安定して行う能力を有しているものであるか。
- ① 経営基盤 【適・否】
- ・健全な財務状況であるか。
 - ・指定期間中に安定的に事業継続可能な経営基盤を有しているか。
- ② 人的能力 【10点】
- ・施設管理に適した従業員（資格や経験などの有無）を採用しているか。
 - ・従業員の指導育成、研修体制などが確立されているか。
- ③ 施設管理能力・団体の取組み等 【20点】
- ・公園等の運営管理、維持管理実績があるか。
 - ・利用者ニーズを把握する体制がとられているか。
 - ・職員の適切な配置がなされているか。
 - ・環境への取組みがなされているか。
 - ・個人情報保護や情報公開、人権問題への対応能力を有しているか。
- (4) 上記に掲げるもののほか、橘公園ほか3公園の設置目的を達成するために総合的な能力を有しているものであるか。 【10点】
- ・みどりのまちづくり計画を踏まえ、各公園の設置目的に即した提案であり、その提案を達成するための十分な能力を有しているか。
 - ・その他、特に評価すべき提案がされているか。
- (5) 加点項目
- 次の項目に該当する場合、(1)～(4)の合計点数に表記の割合の点数を加点します。
- ア 尼崎市内に本社や本店等を有する団体（市内団体）【5%】又は、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている団体（準市内団体）【2.5%】（共同事業体等においては、構成員のうちいずれかが市内団体又は準市内団体であれば加点対象）
- イ 事業実施に際し、現従業員の継続した雇用に配慮した提案【5%】

※ 次の内容に該当する団体等は指定管理者の候補者には選ばれません。

- ・【適・否】の項目に否がある団体等
- ・(1)～(4)の合計点が60点未満の団体等
- ・(3)②「人的能力」と(3)③「施設管理能力・団体の取組等」の合計点が15点未満の団体等

※ また、ア及びイの加点は、(1)～(4)の合計点数が84点未満の団体等には適用されません。

IX 協定の締結

指定管理者の候補者として選定された法人等は、本市と協議を行った上で、尼崎市議会の議決を得たときに効力を生じる仮基本協定を締結していただくこととなります。また、具体的な業務内容及びその履行方法等は、単年度の協定（年度協定）を締結することとなります。なお、協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と本市が協議の上、定めることとします。

・協定の主な内容

(1) 基本協定

- ① パートナーシップ
- ② 協定期間
- ③ 文書管理
- ④ 管理業務の範囲及びその履行方法
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 再委託等の禁止
- ⑦ 情報公開条例等の遵守及び個人情報の取扱い
- ⑧ 備品の管理方法
- ⑨ 管理に係る経費の取扱い
- ⑩ 事業報告書及び月例報告書の提出
- ⑪ 労働関係法令遵守報告書の提出
- ⑫ 管理業務実施状況等の確認及び評価、又は業務の改善指示について
- ⑬ 損害賠償責任
- ⑭ 業務の引継方法
- ⑮ 指定の取消し
- ⑯ 自主事業の取扱い
- ⑰ その他必要な事項

※別途、「暴力団排除に関する特約」を締結することとなります。

(主な内容)

- ・暴力団等との再委託契約等の禁止
- ・役員等に関する情報提供、警察署長への意見聴取
- ・警察署長から得た情報の利用
- ・暴力団等からの不当介入時の報告等
- ・暴力団等に該当する場合等の指定の取り消し等

※別途「災害特約」を締結いたします。

(主な内容)

- ・災害の場合の本市の措置
- ・避難場所の開設等に係る指定管理者の措置

- ・避難場所等としての利用に係る協議
- ・災害発生時の対応
- ・避難場所の運用等

(2) 年度協定

- ① 協定期間
- ② 具体的な業務内容及びその履行方法
- ③ 支払うべき管理経費の額、支払時期及び支払方法
- ④ その他必要と認める事項

X 業務の調査及び評価、指示

適切な管理運営の確保や指定管理者による履行の水準を高めていくため、業務の履行状況、管理業務及び自主事業の収支状況、経理状況等が良好か、利用者のニーズを踏まえた取組がなされているかについて、年度報告書、月例報告書、ヒアリング、実地による調査、又は利用者アンケートなどから確認し、その結果を踏まえて毎年度評価（モニタリング評価）を行います。

評価の結果、管理が適切に行われていない場合等は、その改善を図るよう指定管理者に必要な指示を行い、指定管理者がその指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

X I 労働関係法令遵守状況報告書の提出

- 1 当該施設の指定管理者及び下請負者等（別途、尼崎市公共調達基本条例施行規則に定める業務を受注している業者）は、管理業務を行うにあたり、尼崎市公共調達基本条例に基づいた「労働関係法令遵守状況報告書」を提出しなければなりません。また、報告書は、当該施設の事務室等に掲示し、従事する労働者へ明示することとします。
- 2 報告の結果、労働関係法令が遵守されていなかった場合は、速やかに改善措置を行い、市に報告しなければなりません。
- 3 上記にかかる改善措置を行わず、一定期間改善が見られなかった場合は、事業者名等を公表することがあります。
- 4 当該業務に従事する労働者は、指定管理者及び下請業者が労働関係法令に違反していると思料するときは、その旨について市に対して通報、相談する事ができます。
労働関係法令遵守状況報告書の詳細については、別紙「労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文」を参照。

X II 損害賠償責任について

- 1 当該施設の指定管理者は、管理業務を行うにあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、当該指定管理者は、速やかにその内容を書面により本市に報告しなければならないものとします。
- 2 事業者の都合により内定の辞退、もしくは指定取消を行う場合には、当該事業者に対し、違約金を徴収することがあります。
- 3 指定期間中、施設が廃止された場合、又は災害等により施設の利用ができなくなった場合において、指定管理者が損害を受けても、本市はこれに対し一切の補償の責任を負いません。

X III 参考資料

- 1 地方自治法（抜粋）
- 2 尼崎市都市公園条例及び同条例施行規則
- 3 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
- 4 尼崎市情報公開条例
- 5 個人情報の保護に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 6 尼崎市暴力団排除条例、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- 7 尼崎市公共調達基本条例及び同条例施行規則
- 8 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例
- 9 尼崎市指定管理者選定委員会条例
- 10 労働関係法令遵守状況報告書についてのお知らせ文
- 11 従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文

X IV 今後のスケジュール

- 1 募集要項の配布 令和8年6月26日～同8月25日
- 2 質問の受付 令和8年6月26日～同7月24日
(最終日は午後5時までに必着)
- 3 質問の回答 令和8年6月26日～同8月14日(順次)
- 4 現地見学の受付 令和8年6月26日～同7月10日
(最終日は午後5時までに必着)
- 5 現地見学会 令和8年7月16日～同7月18日のいずれか1日
- 6 応募の受付 令和8年6月26日～同8月25日
(最終日は正午までに持参)
- 6 面接審査(プレゼンテーション及び質疑応答)
令和8年10月中を予定(時間等決定次第、追って連絡します。)
- 7 結果通知 令和8年10月中を予定

X V お問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所 都市整備局 公園維持課

TEL 06-6489-6531 / FAX 06-6488-8883

E-mail ama-kouen@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

(別表) リスク分担について

指定期間内における主なリスクについては、次の負担区分を基本として対応するものとします。なお、負担区分については疑義等が生じた場合は、その都度双方において協議することとします。

リスクの種類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価・ 金利変動※1	人件費、物件費等物価変動や金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住 民及び施設利 用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対・要望への対応		○
	上記以外（訴訟など）	○	
法令等の変更	法令等の変更により施設の管理・運営に影響を及ぼすもの ※2		○
税制度の変更	消費税等の税率の変更	○	
	上記以外の場合※2		○
管理運營業務 の変更・中止 等	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害		○
	上記以外の理由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力など）※3	両者協議	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の内容の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○
支払いの遅延	経費の支払遅延（指定管理者から業者へ）によって生じた理由		○
公園施設・機 械・備品等の 損傷 ※4	経年劣化によるもの	○	
	第三者からの行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
	指定管理者の瑕疵によるもの		○

リスクの種類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者からの行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者からの行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
損害賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
	施設、機器の不備による事故 ※5		○
	上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
事業終了時の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
債務不履行	施設設置者の協定内容の不履行	○	
	指定管理者の事由による業務並びに協定内容の不履行		○
性能リスク	要求水準の不適合に関するもの		○

※1 管理運営経費(Ⅳ-8 P8)には近年の物価上昇を考慮しており、物価上昇に伴う経費の増は原則、指定管理者の負担となります。なお、社会情勢の大幅な変動等により想定を超えるような上昇があった際に、別途協議により費用補助を行ったことがあります。

※2 法令、税制等の変更により施設の管理運営に影響を及ぼすものへの対応

(1) 法令や税制等の変更に伴い、新たな設備投資等(機器購入、施設の補修、利用方法の変更等利用者への周知PRにかかる費用等)施設の管理運営に影響を及ぼすものについては、原則として指定管理者が行います。

(2) 設備投資等の実施により生じた財産は、市に帰属します。

※3 自然災害(地震・台風等)等不可抗力への対応

(1) 公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、当該施設等に関する業務の全部の停止を命じます。

(2) 復旧可能な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議します。

(3) 災害発生時に公園内施設を避難場所として使用するなど、災害対応のために業務の一部または全部の停止を命じることがあります。

(4) 市は指定管理者に対する休業補償は行いません。

※4 公園施設の管理運営に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- (1) 公園施設・機器・備品等の補修や修繕等（大規模な改修や修繕は除く）は、事前に市と協議（緊急時は除く）の上、指定管理者が行い、実施後にその内容等を市に報告してください。なお、その費用については、指定管理者が一旦負担しますが、管理運営経費（Ⅳ－８ P 8）とは別に年度協定で定めた支払方法等に基づき、その実費相当を市が指定管理者に支払います。よって、収支計画書に提案する管理運営経費には修繕料は含まないでください。
 - (2) 大規模な改修や修繕については本市が実施します。
 - (3) 原因が指定管理者の瑕疵によるものは、いかなる場合も指定管理者の負担で指定管理者が補修や修繕等を行ってください。市は一切負担しません。
 - (4) 補修・修繕等の実施により生じた財産は、市に帰属します。
 - (5) 公園施設の管理運営にかかわって必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換をしてください。
- ※5 施設・機器・備品等の不備または公園施設の管理運営上の瑕疵等による事故への対応のため、指定管理者はリスクに応じた保険（施設賠償保険、傷害保険など）に加入してください。